

第23回学会奨励賞選考結果報告

学会奨励賞選考委員長 阿部昌樹

第23回学会奨励賞（著書部門）は、北海道大学出版会より2021年2月に刊行された橋場典子会員の著書『社会的排除と法システム』に、同（論文部門）は、2021年11月に刊行された『ソシオロゴス』第45号に掲載された今井聖会員の論文「『指導死』概念は何をもたらしたのか——遺族の語りから見る社会的経験の変容」、および、2021年3月に刊行された『法社会学』第87号に掲載された西村幸浩会員の論文「死刑制度に対する態度の規定要因の検討——生活不満と信頼に着目して」に授与されました。

橋場会員の著書については、第1に、司法制度改革以降、我が国の法社会学会の会員の多くに共有された関心の対象となっている「司法アクセス」や「法教育」に焦点を合わせつつ、それらの対象を、「社会的排除／社会的包摂」という、我が国のみならず欧米諸国においても、社会諸科学の様々な領域において、社会現象の深層を解明するために、あるいは、従来は個別に検討対象とされてきた複数の社会現象相互間の関連性を明らかにするために、広く用いられるようになっていく概念を援用して検討しようとした点が、高く評価されました。また、第2に、出所者支援に実践的に取り組んでいる特定非営利活動法人が提供している支援の利用者等を対象とした丹念な聞き取り調査を行い、その結果得られたオリジナルなデータを用いて、社会的に排除された状態に置かれている人々を法制度の利用へと導いていくことに随伴する固有の困難や、それを克服する可能性についての自身の主張の妥当性を裏付けようとしている点も、高く評価されました。

その一方で、「法システム」、「自己疎外」、「機会費用」等の重要な概念が、それらの概念を用いて法現象や社会現象の分析を行った代表的な論者のそれらの概念の定義や、それらの概念が用いられる際の一般的な理解を十分に咀嚼することなく、やや漫然と用いられていることや、先行研究の理解や援用の仕方に、それらの先行研究を十分に読み込んでいないのではないかと疑われるような点があることが、問題視されました。

それらのプラス面とマイナス面とを総合的に評価した結果、看過し得ない難点があるものの、それらの難点を補って余りある学術的貢献を法社会学という学問にもたらす著作であり、また、若手の研究者の博士論文を基礎とした初めての著作であり、自らの研究者としての立ち位置を明確に示そうとした意欲的な著作であることから、学会奨励賞にふさわしいものと判断しました。

今井会員の論文については、人々の経験が言語によってある範疇に属するものとして社会的に構築される、その実相の解明に主眼を置く構築主義的な視角を自覚的に採用したうえで、社会の構成員によって、自らの経験を語るために新しい概念が用いられ、その後、その概念が徐々に社会に定着することによって、社会における人々の可能な経験がどのよう

に変化していくのかを、「指導死」という概念に焦点を合わせて、説得力のあるかたちで示したことが高く評価されました。また、新たに作り出された概念は、法的ディスコースのなかにどのように受容されていくのか、そして、ある概念が法的ディスコースのなかで特定の仕方で用いられることが、その後、その概念の社会への定着に、どのような影響を及ぼしていくのかという、多くの法社会学者が関心を寄せるであろう問題についての、示唆的な分析を含んでいる点も、高く評価されました。

その一方で、この論文だけを、今井会員の他の著作と切り離して単独で評価すると、自らの研究の基盤となっている構築主義的な視角の可能性や限界についての理論的検討や、同様の視角に依拠したこれまでの経験的研究が達成したことと達成できていないことの検討が、やや手薄であるようにも感じられます。また、構築主義とエスノメソドロジー、そしてさらには概念分析の社会学の方法論的および理論的な異同や、それら相互の関連についての今井会員自身の理解が、明確に示されていないのではないかという印象も否めません。

しかしながら、これらの難点は、掲載誌の編集委員会が設定している投稿可能な論文の分量の上限によるところが大きいと思われますし、理論的・方法論的課題は、本論文で引用されている今井会員自身のこれまでの研究で扱われていることがうかがわれます。また、何より本論文は、上に述べたように、それ自体として、オリジナルなデータを用いた優れた質的研究です。それらの点を踏まえ、学会奨励賞にふさわしいものと判断しました。

西村会員の論文については、第1に、人々が死刑制度を支持する程度を規定する要因を明らかにしたいという明確な問題意識に基づいて、経験的に検証可能な仮説を構築したうえで、それを、構造方程式モデリングをはじめとした洗練された統計的手法を用いて量的に分析しようと試みた点が高く評価されました。また、第2に、日本版総合社会調査(JGSS)という、法社会的な関心に基づいて収集されたわけではない既存のデータの二次分析が、法社会学の分野における研究の進展にとって重要な知見につながる可能性を、具体例をもって示した点が高く評価されました。

その一方で、既存のデータの二次分析であるがゆえに、理論的には重要な問いを、その問いに答えるために必要な変数がそのデータには含まれていないために、敢えて捨象していることや、重要な概念の操作化にやや無理がある点は否定できません。また、統計的分析の結果の解釈に関して、複数の解釈の可能性を吟味することなく、先行研究において述べられていることを、その言明の基礎となっている事実や理論的背景を十分に検討することなく受け入れ、援用しているにすぎないと評価されてもやむを得ない箇所があります。しかしながら、それらの問題点は、西村会員自身も認識していることが、論文の文面から十分に読み取ることができますし、それらの問題点を考慮したとしてもなお、優れた量的研究であることは間違いなく、学会奨励賞にふさわしいものと判断しました。

これまで、著書部門で2名の会員の著書が同時に授賞対象となったことはありましたが、

論文部門で2名の会員の論文が同時に授賞対象となったのは、今回が初めてです。また、著書部門で2名の会員の著書が同時に授賞対象となった年には、論文部門での授賞がありませんでしたので、著書部門と論文部門とをあわせて、3名の会員に学会奨励賞が授与されたのも、今回が初めてです。授賞対象となる著書や論文の数に上限は設けられていませんので、今後も、優れた著書や論文が多数公表されれば、著書部門と論文部門のいずれにおいても、複数の会員に学会奨励賞が授与されることは、十分あり得ます。学会奨励賞選考委員会としては、今後も多くの優れた著作が発表されることを期待してやみません。

受賞の言葉 第23回学会奨励著書部門

橋場典子（関西学院大学）

このたびは、拙著『社会的排除と法システム』（北海道大学出版会）に対し、日本法社会学会・学会奨励賞（著書部門）を賜り、誠にありがとうございます。大変光栄に存じます。お忙しいところ拙著の選考に関わってくださった先生方に、改めて御礼申し上げます。

本書は、法システムに原理的に内在する排除性に着目し、市民が法システムへアクセスを試みる際の根源的な阻害要因とその克服方策について理論的・実証的に検討したものです。具体的には、法システムや法専門職に対してしばしば向けられる躊躇や拒絶、不信に着目し、それらを克服ないし緩和するための方策について理論的・実証的な考察を行いました。

本書は三部構成をとっております。第Ⅰ部の「現代社会における排除」では現代社会における社会的排除の実相に焦点を当て分析を行い、第Ⅱ部「法教育という逆説」では法教育実践が逆説的に示唆する排除性に着目しました。第Ⅲ部「システム・信頼・属人性」では、信頼研究等の理論分析や司法ソーシャルワーク活動等の実証的調査分析を通して、システムへのアクセス阻害要因を克服するためのメカニズムを探究しました。一連の理論的・実証的分析を通して、法システムへのアクセスを可能にするためには、当事者達に関わる第三者の属人的な要素や、当事者自身の内的要素が重要な基盤を成す点を指摘しました。

本書を執筆する背景には、法はその価値として自由や平等をうたっているにもかかわらず、実際のところ形式的権利付与に留まり、実質的不平等状態を看過しているのではないかという著者の素朴な問題関心がありました。本書はこの素朴な問題関心に対して一部しか応答できておりません。また、分析・考察の面でも不十分な点多々あるかと思えます。今回の受賞を機にさらに気を引き締め、研鑽を積んでまいりたい所存です。

本書は、博士論文を基に執筆したものです。博士論文執筆にあたっては北海道大学の尾崎一郎先生に大変お世話になりました。また、日本学術振興会特別研究員（PD）の際に受入教員になってくださった、立教大学の濱野亮先生にも丁寧な御指導を賜りました。厚く御礼申し上げます。さらに、学術大会や研究会報告、共同研究の折にも、多くの会員の先生方に、厳しくも温かい御指導をいただいております。御指導いただいている喜びと、学会全体に育てていただいている御恩を胸に、これからも真摯に研究に向き合っていきたいと思います。このたびは誠にありがとうございました。

このたびは、拙稿「指導死」概念は何をもたらしたのか：遺族の語りから見る社会的経験の変容」を名誉ある日本法社会学会奨励賞の受賞対象に選出頂き、誠にありがとうございました。これを励みに、これからも真摯な姿勢で、地道に調査研究に取り組んで参りたいと思います。

同論文は、私が大学院在籍期間中に継続的に実施した、子どもを自死で亡くした遺族の方々へのインタビュー調査をもとに構成されています。その点において、「当事者」の経験を扱った論文だと言えます。他方、同論文で強調したのは、「当事者」をはじめとする人々の経験は常に、様々な概念の連関のもとで、また社会的に共有される規範のもとで可能になる、過去や現在についての理解だということであり、またそのような観点・視座の重要性についてでもありました。こうした観点から見れば、私たち社会成員にとって可能な経験とは、いつでも社会性を帯びている、いわば社会的経験なのだと言えます。

同論文は特に、子ども（なかでも児童生徒）の自死という事象に関する社会的経験のあり方やその変容について検討したものです。『ソシオロゴス』という独特な学術誌に掲載されたこの論文では、あまり明確に先行研究の（学会レベルでの）領域を特定する必要がなかったということもあり、論文中で明示的に参照しているわけではありませんが、樫村志郎先生、北村隆憲先生、小宮友根先生らをはじめ、法社会学領域のエスノメソドロロジー研究の議論から多くを学んでいることは言うまでもありません。受賞論文の選定・審査に当たられた先生方から、同論文と法社会学領域で蓄積されてきた議論の接点を見出だして頂き、その上で評価頂いたことを心から嬉しく思います。

同論文ではまた、ある「体罰自殺」事件をめぐる裁判の判決文を資料として扱い、そこで記述と「指導死」という新たな概念の登場や展開がどのような関係に置かれていたのかを検討する作業にも取り組みました。判決文をはじめとする裁判資料には、法的に正当化可能な論理という形式で、社会的に共有される規範や知識、それにもとづく一定の理解のあり方、「常識」を見て取ることができます。そのことを前提に、判決文などの資料（テキスト）に対して、法律家や裁判当事者といった実践の参与者たちとは、重なる部分もあるにせよ異なった関心からアプローチできる・しなければならないのが、法社会学者なのだと考えます。今後も法社会学領域の研究に学びながら、私自身、そのような作業に取り組んでいきたいと思っております。

この度は、拙稿「死刑制度に対する態度の規定要因の検討——生活不満と信頼に着目して——」に日本法社会学会奨励賞を賜りまして、誠にありがとうございます。大変光栄で、身の引き締まる思いです。選考委員、編集委員や査読をしてくださった先生方に心からの御礼を申し上げます。

私は教育学部出身で法社会学の専門的なトレーニングを受けていないため、自分の研究は法社会学の研究となりうるか自問自答しながら執筆を進めてきました。拙稿を荣誉ある賞に選んでいただき、研究を継続していく上で大きな励みとなりました。

今回賞に選んでいただいた論文は、死刑制度支持の規定要因について生活不満、一般的信頼、政治的信頼といった社会的要因の観点から構造方程式モデリング (SEM) を用いて分析した研究です。この研究に取り組んだのは、大学院で受講した計量の手法に関する授業の課題レポートを書く際に、教育に関わる裁判に関心があったため何か法的なテーマで分析できないかと考え、メディアの報道で多少の知識があった死刑を対象にしたのがきっかけでした。死刑制度の賛否に関する先行研究を読み進めるうちに、死刑の知識に着目したマーシャル仮説に関する研究の蓄積が豊富にあることを知り、死刑の知識とは異なる観点から死刑制度の賛否の要因を説明するモデルを作成できないか思い至り、社会的要因に注目する着想を得たのち、多くの方のお力添えで論文化することができました。

拙稿で用いた構造方程式モデリングは、法社会学の研究で既に活用され定評ある手法といえます。今後は、機械学習・ディープラーニングといったデータサイエンスの最新の手法を取り込み、テーブルデータだけでなく自然言語処理も含んだ広範な観点から、法社会学フロンティアを拡げることに挑戦していく所存です。より一層精進して参りますので、引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今回の受賞は私一人の力では成し得なかったことであります。論文を書き上げるにあたりご指導いただいた査読者・編集委員会の方々、所属先の先生・院生・学部生の皆様にこの場を借りて感謝を申し上げます。